

◆ ゼロカーボンシティ新宮 ◆

楯の松原を引継ぎ、守り、未来につなぐ

12月9日に新宮海岸の楯の松原で、筑前新宮に白砂青松を取り戻す会・粕屋北部消防本部・町議会議員・町職員の総勢114人で下草かきなどの松の保全活動を行いました。活動の前には、筑前新宮に白砂青松を取り戻す会の近藤事務局長から、楯の松原の歴史などについて講話がありました。

楯の松原は、長きにわたり町民のみなさんの暮らしと財産を守ってきました。その役割は、防風・防潮・ 防砂があります。私たちの生活において、なくてはならないものです。

また、松を保全することは、地球温暖化の原因である温室効果ガス (二酸化炭素) の削減にもつながります。町では、先人たちから受け継いだ楯の松原を次世代につなぐため、今後も保全活動に取り組んでいきます。







問い合わせ先 役場環境課 ☎963-1732(直)

消費生活相談室だより

買い物や契約での消費トラブルはありませんか。 相談無料の消費生活相談室をご利用ください。町外 在住の相談員が対応します。 相談場所 役場 2 階 消費生活相談室

相談日時 毎週火曜日・金曜日 (電話相談にて対応) 午前10時~午後1時・午後2時~4時 ※祝日は除く 相談専用番号 ☎410-2182 (開設時のみ)

マルチの勧誘にご注意

事例

知人夫婦からメールが届き、久しぶりに会わないかと誘われ、カフェに出向いた。行ってみると、事前に来るとは聞かされていなかった別の知人が一緒で、健康商品を販売するビジネスを紹介された。健康商品の販売だけでなく、新しい会員を2人紹介すれば、それだけでも収入になるという。生活に余裕がないことを言って何度か断ったが、断りきれず契約した。

アドバイス

- ①友人、知人を勧誘して会員を増やすマルチ契 約です。
- ②「人を紹介すれば収入が得られる」「月に○万円稼げる」など簡単に儲けられるような説明がされますが、うのみにしないで儲かる仕組みや解約方法をよく確認しましょう。
- ③マルチ商法には20日間のクーリングオフ期間があります。必要のない契約はきっぱり断りましょう。

【相談窓口】

- ○消費者ホットライン [188 (いやや!)]番
- ※188は最寄りの消費生活センターなどをご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

問い合わせ先 役場産業振興課 ☎962-0238 (直)